

## 「弥彦村プレミアム付商品券」取扱い事業者募集要項

令和元年10月に予定されている消費税・地方消費税引き上げに伴い、低所得者・子育て世帯への影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えするため、低所得者・子育て世帯主向け「弥彦村プレミアム付商品券」事業を国の財政支援（交付金）を基に実施いたします。

つきましては、当該商品券の取扱店舗（特定事業者）を募集しますと共に、本事業への積極的なご参加をお願い申し上げます。

### 【弥彦村プレミアム付商品券の概要】

- (1) 名称 弥彦村プレミアム付商品券（以下「商品券」という。）
- (2) 発行総額 約40,000,000円
- (3) 販売上限 該当者1名につき、25,000円（販売額 20,000円）
- (4) 割引率 20%
- (5) 販売単位 1冊 4,000円（商品券1枚 500円×10枚綴り 5,000円分）  
5冊まで購入でき、分割購入も可
- (6) 販売及び使用期間 10月1日（火）から令和2年2月29日（土）まで
- (7) 引換券発行場所 弥彦村役場 福祉保健課窓口
- (8) 販売場所 弥彦村役場 出納室窓口

### 【取扱事業者の参加資格】

村内に店舗、事業所等を有する事業者。ただし、以下の事業者を除きます。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法第77号）第2条第2号に規定するもの、暴力団の構成員であると認められるもの、又は暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持もしくは運営に協力し関与するもの
- (2) 風俗営業法等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法第122号）第2条に規定するもの、又はこれに類するもの
- (3) 法令又は公序良俗に反するもの
- (4) その他、村が取扱店舗として適当でないと判断したもの

### 【商品券の取扱い】

- (1) 商品券は物品の販売又はサービスの提供などの対価において利用可能です
- (2) 商品券は現金化することはできません
- (3) 額面に満たない場合でも釣り銭の支払いはできません
- (4) 不足分の差額は現金等で受け取ってください
- (5) 利用期間を過ぎた商品券は絶対に受け取らないでください
- (6) 商品券の紛失及び盗難、破損に対しては、村はその責を負いません

### 【商品券利用の対象外のもの】

- (1) 国や地方公共団体への支払い（税金、電気、ガス、水道料金等の公共料金）
- (2) 有価証券、宝くじ、商品券、ビール券、図書券、切手、官製はがき、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いもの
- (3) タバコの購入
- (4) 現金との換金、金融機関への預け入れ
- (5) 土地、家屋購入、家賃、地代、駐車料（一時預かりを除く）等の不動産に関わる支払い
- (6) 取扱店舗自らの事業上の取引（商品の仕入れ等）
- (7) 風俗営業法等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法第122号）第2条に規定するもの、又はこれに類するもの
- (8) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- (9) その他、本要項に定めのないものについては村に確認してください

### 【取扱店の責務】

- (1) 取扱店であることが明確になるよう、配布するポスターを利用者が分かりやすい場所に掲示してください。※今回、のぼり旗はありません。
- (2) 利用者が持ち込んだ商品券は、受け取る前に問題がないかを確認してください。色合いやデザインが明らかに偽造された商品券と判別できる場合は、商品券の受取を拒否するとともに、その事実を速やかに村に報告してください。
- (3) 商品券を受け取った時は、他店での再使用を防止するため、裏面に取扱店名を速やかに記入し、既に取扱店名の記入がある場合は受取りを拒否してください。

- (4) 商品券の利用を見込んで通常よりも高い価格を設定するなど、消費喚起の趣旨に反する行為は絶対にしないでください。
- (5) 商品券の交換及び売買は行わないでください。利用期間中における商品の売買、サービスの提供等の取引に使用された商品券のみ換金可能です。
- (6) 取扱店自らの事業上の取引（商品の仕入れ等）に使用しないでください。
- (7) 利用者から受け取った商品券の紛失、盗難、換金期限切れ等による損失は取扱店の責とします。
- (8) 弥彦村暴力団排除条例を遵守してください。

### 【申請の手続き】

#### (1) 申請方法

本要項に同意のうえ、「弥彦村プレミアム付商品券特定事業者（取扱店舗）登録申請書兼誓約書」に必要事項を記入し、FAX またはメール等によりご提出ください。※申請書は村のホームページからもダウンロードできます。

#### (2) 申請書の提出先

弥彦村役場 観光商工課

〒959-0392 西蒲原郡弥彦村大字矢作402番地

TEL：0256-94-1025 / FAX：0256-94-5151

E-mail：kankou@vill.yahiko.niigata.jp

#### (3) 申請期間

令和元年8月1日（木）から令和2年1月31日（金）まで

※令和元年8月19日（月）までに申請をされた取扱店は、商品券購入対象者への購入引換券送付時「取扱店一覧表」に店舗名を掲載します。

#### (4) 申請後の審査・登録

申請のあった事業者は、審査を経て取扱店として登録します。登録完了店には、「特定事業者登録証明書」を交付いたします。

#### (5) 申込み時の注意事項

- ① 村内に複数店舗がある場合は、各店舗ごとに申請をしてください。
- ② 複数店舗が含まれる大型店商業施設等の一括申し込みはできません。個別のテナントごとに申請をしてください。

(6) 取扱店への配付物

特定事業者登録証明書、ポスター、換金申込書を配付します。

**【商品券の換金】**

(1) 換金方法

口座振替払となります。換金場所において、「使用済み商品券」、「換金依頼書」、「入金伝票又は振込伝票」、「特定事業者登録証明書」を提出してください。

(2) 換金に必要なもの

- ①使用済み商品券
- ②換金申込書
- ③入金票（金融機関備付）
- ④特定事業者登録証明書

(3) 口座振替手数料

換金にかかる口座振替手数料は無料です。

(4) 換金期間

令和元年10月1日（火）から令和2年3月31日（火）まで  
※上記期間を過ぎての換金には一切応じられませんのでご注意ください。

(5) 換金場所（予定）

新潟縣信用組合 弥彦支店

(6) その他

大型店舗（店舗面積1,000㎡超）は、毎月1回の換金にご協力ください。

**【取扱店の取り消し等】**

本要項に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や取扱店の登録を取り消す場合があります。また、違反により損害が発生した際は、損害金を請求する場合があります。

**【その他】**

- (1) 取扱店情報（店名、所在地、業種等）は、村のホームページで広報します。
- (2) 本要項に記載されていない事項は、下記までお問い合わせください。

## 【お問合せ先】

弥彦村プレミアム付商品券の取扱店舗（特定事業者）に関することは、下記にて承ります。

弥彦村役場 観光商工課

〒959-0392 西蒲原郡弥彦村大字矢作402番地

TEL : 0256-94-1025 / FAX : 0256-94-5151

E-mail : [kankou@vill.yahiko.niigata.jp](mailto:kankou@vill.yahiko.niigata.jp)

それ以外の弥彦村プレミアム付商品券に関することは、下記にて承ります。

弥彦村役場 福祉保健課

〒959-0392 西蒲原郡弥彦村大字矢作402番地

TEL : 0256-94-3132 / FAX : 0256-94-5164

E-mail : [hoken@vill.yahiko.niigata.jp](mailto:hoken@vill.yahiko.niigata.jp)